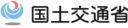
所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策 最終とりまとめ概要



- 1 背景
- ① 土地の資産価値に対する強い意識
 - → 土地の保有・管理に対する関心の低下、負担感
- ② 伝統的な地縁・血縁社会の中での土地所有
 - → 先祖伝来の土地への関心の低下
- 2 相続登記等が行われないままの土地が存在
- 3 公共事業などで土地利用ニーズが生じると、 問題が顕在化し、現場での対応は喫緊の課題

所有者の所在の把握が難しい土地とは:

不動産登記簿等の所有者台帳により、 所有者が直ちに判明しない、又は判明し ても連絡がつかない土地

現状の整理と対策の方向性:

1. 多様な状況に応じた所有者探索や土地の利活用策に係るノウハウの横展開

・特に市区町村で、探索に係るノウハウや人手 の不足の問題

【市区町村建設担当部局において、所有者情報の把握の際に、 苦労した点(上位5項目)[複数回答] n=589】

探索にかかるノウハウがなく、 手間と時間がかかった	298
所有者探索に割くことのできる人手がなかった	230
戸籍謄本等の交付等が認められなかった	101
住民票の写し等の交付が認められなかった	85
固定資産課税台帳の情報を提供してもらえなかった	65

注)平成27年度地域活性化に資する所有者不明の土地の活用に関する調査によるアンケート調査を一部改変〔速報値〕 (国土交通省国土政策局)

- ・地方公共団体において、財産管理制度の活 用が国と比較すると低位
- ・認可地縁団体の登記の特例等、近年措置された制度の周知、活用が必要

【H23年度に用地交渉後3年以上経過した契約対抗案件のうち、次年度までに財産管理制度を活用して契約等に至った件数】

	契約対抗 件数 _{注)1}	不明土地 による未 契約件数	財産管理 制度活用 件数
地方公共 団体注)2	73,476	363	19
国直轄	61,018	94	39

- 注)1 契約済み及び契約に至っていない件数
- 注)2 平成25年度に全国9地区用地対策連絡(協議)会加盟起業者のうち、任意の 地方公共団体88団体(都道府県39、市町村等49)に実態調査を実施 (国土交通省)

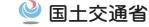
2. 所有者とその所在の明確化

・相続登記の申請、農地法に基づく届出、農協・森林組合への組合員変更の届出をはじめとした相続時申請及び各種届出の提出は十分に実施されていない

【相続登記、各種届出の提出状況】

	実施せず	一部実施	全て実施
農地	12.9%	76.6%	10.5%
森林	17.9%	76.0%	6.1%

- 注)居住地とは異なる市町村に農地・森林を所有している2,121名を対象に、「不動産登記簿への登記、市町村や農業委員会への所有者変更の届出、森林組合・農業協同組合への組合員変更の届出、市町村資産税部局への相続人代表指定届出」について、届出の状況についてインターネットアンケートを実施(調査期間平成23年8月~9月)森林法に基づく届出は、調査時点では施行前のため、届出の状況には含まれない
- 出典:平成23年度都市と農村の連係による持続可能な国土管理の推進に関する調査報告書(平成24年3月国土交通省国土政策局)



対策の 方向性:

1. 多様な状況に応じた対応策に係るノウハウの横展開

①所有者探索の円滑化

②関連制度活用のための環境整備

2. 所有者とその所在の明確化

対策:

ガイドラインの策定

- ・所有者の探索方法を事業別、 土地の状況別に整理
- ・所有者の探索等に活用できる 補助制度の紹介

- 財産管理制度や認可地縁団体の登記の 特例等、関連する既存制度の活用
- 市区町村が専門家等に相談する際の相談窓口や費用
- ・制度活用等についての豊富な事例

現場の実務で活用されるガイドラインを目指し、

事例の追加、現場での利用状況を踏まえた継続的な見直しを行う

円滑な探索のための環境整備

- ・保存期間を経過した住民票の除票、 戸籍の附票の除票の活用 (市区町村の判断によること、個人情報の長期間の保存となることに十分留意)
- ・戸籍の職務上請求の活用による事務 負担の軽減

関連制度活用のための サポート体制の構築

- ・弁護士会、司法書士会によるサポート体制の構築(法律相談、財産管理人選任の申立て、財産管理人候補者の推薦)
- ・司法書士会での財産管理人の候補者リストの作成

相続登記等の促進

- ・法務局と司法書士会が連携して、市区 町村に対する、死亡届受理時等にお ける相続登記促進のための取組につ いての働きかけ
- ・地籍調査説明会等の土地への関心が 高まる各種機会を活用した働きかけ

事例:きめ細やかな案内により 届出が増加

京都府精華町では、土地所有者への死 亡時の各種届出の案内を総合窓口で一元 化するなど、きめ細やかな案内を行うこと で届出件数が増加。

農地法に基づく届出件数の変化:

(実施前)2~3件/年⇒(実施後)20件/年

今後に向けて:

- ① 上記改善策の取組状況についてフォローアップし、引き続き更なる改善を図る
- ② さらに社会情勢の変化を踏まえた、新たな国土政策や土地制度についての 長期的な視点からの政策論が必要